

第 92 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 8 年 3 月 24 日（火） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場 所	広島県庁本館 地下 1 階 入札室
出 席 委 員	内田委員（委員長）、小玉委員、半井委員、桧崎委員、油納委員
議 題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①令和 7 年度 県営農地中間管理機構関連農地整備事業 すだれ地区 区画整理 2 期工事 【西部農林水産事務所】 ②国際拠点港湾 広島港 江波地区 港湾海岸保全施設整備工事 【広島港湾振興事務所】 ③国際拠点港湾 広島港 坂地区 港湾改修工事 【広島港湾振興事務所】 ④一級河川 太田川水系 有坂川 河川維持修繕工事（護岸等維持） 【北部建設事務所】
審議対象期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題（１） 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	287件
指名競争入札	70件
随意契約	6件
合計	363件

- 指名除外措置を行った件数は11件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は112件。このうち、失格者が出た案件は111件、失格者は254者
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 「低入札価格調査実施状況表」の「否の理由」にある「一抜け」の意味を教えてください。
- 低入札価格調査を行った112件中、失格者が出なかった残りの1件はどの案件か。
- その1件は低入札であったにもかかわらず、失格にならなかったということか。
- ほとんどの低入札案件は、失格となるか業者側が辞退するが、この1件に特殊な事情はあったのか。
- 「一抜け方式」とは、一人の技術者で複数の案件に入札参加を可能とする制度で、一度落札が決まれば、それ以降の案件からは辞退しても良いという仕組みになっており、できるだけ多くの業者に参加してもらうために用いられる。
- 東部建設事務所三原支所の案件である。
- はい、低入札価格調査を受けた結果、価格は低かったものの品質等に問題がないと判断され、失格にならなかったものである。
- 低価格の場合、適切に履行してもらうために、複数の技術者配置や施工上の措置が義務付けられるが、それを受けてでも工事を行おうとする業者が少ないのが現状である。このやり方は広島県独自の方式ではなく、全国的に広く使われている国の方式と同じである。

【建設産業課長】

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案 1 令和 7 年度 県営農地中間管理機構関連農地整備事業 すだれ地区 区画整理 2 期工事	
意見・質問	回答
○ 入札参加資格者総数は46者もいるのに、なぜ 1 者しか入札がなかったのか。 ○ 経験のある業者は県内に何者くらいいるのか。 ○ 2 億円を超える事業で1者しか応札がないのは疑問に思う。工夫の余地はないのか。 ○ 工事規模を分割すれば、もう少し多くの業者が手を挙げる可能性もあったのではないか。 ○ その協議が終わってから入札になるのか。入札後に協議するのか。 ○ 営農者との協議は入札の手順に含まれるのか。	○ ほ場整備事業は件数が極めて少なく、経験のある業者が少ない。また、農地を地元から預かって整備し、土地所有者に返すという性格上、土地所有者や営農者の意向を踏まえた細かな調整が生じるため、経験者以外は手を出しにくい工事である。 ○ 格付 A では場整備の経験が15年間以上あるのは 7 者。この工事場所の周辺では、安芸高田市、三次市、北広島町にそれぞれ1者ずついる。 ○ 国の予算を活用する場合は、調整等にかかる現場環境改善費の増額を国に要望するとか、工事を始めてから分かるような費用にも対応することを業者に説明する等して、安心して入札できる状況にする必要があると考えている。 ○ 営農者の意向や、用排水のパイプラインの水の問題など、地元と協議しながら進めるため、一概に小さく分割することは難しい。ただし、総事業費が膨らまないように、あるいは競争性が確保できるように工夫することは当然踏まえていく。 ○ 全体の計画は最初に作成し、地元と合意している。その上で、年度ごとに「どこまで発注するか」「1 回の発注量をどれくらいにするか」などを、業者と営農者の意見をすり合わせながら決めている。また、国の補助金を活用しているので、国の予算の割り当てが多ければ大規模な工事となり、少なければ範囲が狭まるなどの影響も考慮する必要がある。 ○ 営農者とは土地を所有して、そこで農業をしている人で、そこでの協議は計画段階の話であり入札の手順には含まれない。また、工事に入ってから現場での調整も入札とは関係ない。
【西部農林水産事務所長】	

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案２ 国際拠点港湾 広島港 江波地区 港湾海岸保全施設整備工事	
意見・質問	回答
○ 入札参加資格者総数は14者もいるのに、なぜ1者しか入札がなかったのか。 ○ 杭打設のできる業者は県内に何者くらいいるのか。 ○ 「現地に精通している」とは、どういう特殊性があるのか。 ○ 作業船の確保が難しいことも、応札者が少ない理由か。 ○ 前年度の工事も同一業者だったとのことだが、その際も複数者の応札はなかったのか。 ○ 発注時に、最初から次の年に2倍の工事が出ることが業者には分かっていたのか。 ○ 工事規模が2倍になったことで、予算圧縮効果はあったのか。 ○ 1者応札を減らす努力はしないのか。 ky ○ この同種工事で、2者で競争になった事案は過去にあるのか。	○ 杭工事を海中深く打ち込むため専門性が高く、施工可能な業者が限定されるため。また、現地（漁協との調整や近接する工場との調整など）に精通している者が有利となるため、競争性が働きにくいかもしれない。 ○ 県外4者、県内10者、計14者が入札可能業者と考えている。「海上作業船による鋼管杭または鋼管矢板の打設工事实績」という技術要件を求めている。 ○ 漁業者がいる海域であり、漁協との調整に精通している必要がある。また、護岸沿いに工場が隣接しており、杭打ちによる振動の影響等を工場側と調整しながら施工する必要がある。 ○ 海上作業船は汎用性が低く、確保が難しい。工期内で船や機材が押さえられるかどうかのやりくりの中で出た結果だと考えられる。 ○ 昨年度も同一業者による1者応札であった。 ○ 事前に入札の見通しは出しているが、詳細な規模までは分からない。ただ、連続して施工する構造物なので、この工事は継続するということは、業者には自然に分かるはずである。 ○ 通常2回に分けて発注すると船の回航費用が2倍かかるため、1回で発注することで縮減効果はかなりある。一方で、物価上昇や人件費上昇の影響もある。規模を大きくすることで、諸経費率が下がるため、効率的に施工できる。 ○ 早めの公告や見通しを出すことで、業者が受注計画を立てやすくなり、競争性が高まることを期待している。 ○ 事案3では過去に競争があった。全て1者になっているわけではない。
【広島港湾振興事務所長】	

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案３ 国際拠点港湾 広島港 坂地区 港湾改修工事	
意見・質問	回答
○ 予定価格が公表されていないにも関わらず、事案２及び事案３ともにほぼ100%の落札率で１者応札なのは、予定価格が漏れているのではないか。 ○ 県外を含めて18者も入札可能な業者がいるのに、なぜ１者応札で99%なのか。あらかじめ業者が決まっているのではないか。 ○ 基準書には、工事の積算に必要な項目や面積が全て記載されているのか。 ○ ほとんど100%に近い価格での落札では、入札の意味があるのか。改善策はないのか。 ○ 事案２と事案３で、入札参加資格者状況表の県外業者の数が異なるのはなぜか。 ○ １者応札を減らす努力は、いつから始めるのか。 ○ どういう効果があったか検証して教えてほしい。	○ 積算の資料は公表するため、施工業者は高い精度で予定価格を推測できる。また、専門性が高く施工可能な業者が限られるため、高い落札率になる傾向がある。 ○ そのようなことはない。予定価格は非公表だが、基準書に基づいて業者は推測できる。業者は実行予算を立てる中で、必要な経費を十分に考慮しているため、このような結果になる。 ○ 仕様書として、金額抜きで提示される。項目や内訳、必要な規格の作業船などが記載されている。標準的な積算基準も公表されており、業者はそれを用いて予定価格を推測できる。 ○ 国が毎年工事の調査を行い、積算基準を定めているが、これはあくまで標準的な基準であり、現場によってはそれ以上安くできない場合もある。発注見通しを早期に公開することで、業者が計画を立てやすくなり、競争性が高まることを期待している。 ○ 公告時期の違いによるもので、特定の時期に経営審査の期限切れなど警告情報があった業者は一時的に参加資格者から除外されていたためと考えられる。 ○ 今年度末から、発注見通しの公表時期を見直す。これまでは、３月末に第１四半期の発注分、６月に通年分を公表していたが、今年から、３月末に通年分公表する取組を始める。これによって、業者としても受注計画を立てやすくなり、競争性が働くようになることを期待している。 ○ 承知した。
【広島港湾振興事務所長】	

審議内容	
議題（２） 抽出事案について	
抽出事案４ 一級河川 太田川水系 有坂川 河川維持修繕工事（護岸等維持）	
意見・質問	回答
○ 随意契約となった経緯について、情報が少なく分かりにくい。 ○ 「地権者の田へ入れば工事ができる」とは、具体的にどういうことか。 ○ 地権者の土地の境界に同意が得られなかったとのことだが、なぜ所有権確認訴訟などを起こして解決しなかったのか。 ○ 地権者の土地を使用せずに工事できる方法に変更したとのことだが、人命に関わる工事ではないのか。 ○ 設計コンサルタントが変更になったのはなぜか。 ○ 随意契約の理由はもっと詳細に記載すべきではないか。元々の工法が地権者の同意を得られず廃工になり、修繕維持の方法に変更し、緊急性を要したため競争入札に付すことができなかったという経緯が、説明を聞いて分かったが、記載内容だけでは分からなかった。随意契約の必要性が分かるような記載を心がけてほしい。 ○ 民法上の対応も検討しつつ、工法の同意の際にも工夫の余地があると思うので、引き続き検討してほしい。	○ 当初は災害復旧事業として計画されたが、地権者の協力が得られず廃工とした。その後、地権者の田に影響を与えない工法で設計し直し、緊急性を要したため、地域に精通した地元業者と随意契約した。 ○ 当初の設計では、川の水が流れる断面を確保するために、地権者の田の一部を買収し、そこに構造物が入る計画だった。 ○ 訴訟までは至っていない。法務局に登録された図面に基づいて境界を説明したが、同意が得られなかった。 ○ 今回の工事は田んぼの護岸であり、人命には影響がないと判断した。地権者の協力と合意が重要であり、法を盾に強制的に進めるのではなく、地権者の土地を使用しない工法で実施した。 ○ 高度な設計ではないため、既存の年間委託契約をしているコンサルタントに依頼した方が早かったため。 ○ 承知した。 ○ 承知した。

【北部建設事務所長】